

食事券運用約款

株式会社 アミノ

第1条（約款の趣旨）

うまい鮎勘各支店およびうまい鮎勘 別館鮎正、（以下、合わせて「ご利用店舗」という）は、株式会社アミノ（以下、「発行元」という）の発行する「うまい鮎勘お食事券」（以下、「食事券」という）を、この約款に従って取り扱うものとし、食事券の所持者（以下、「お客様」という）は、この約款に基づいて取引していただきます。

第2条（食事券使用について）

お客様は、食事券を、ご利用店舗で商品を購入、またはサービスの提供を受ける際に券面記載の金額で代金のお支払いにご使用いただけます。ただし、釣銭についてはご容赦願います。

第3条（食事券を使用できない場合について）

次に掲げる場合には、食事券をご使用いただくことはできません。

1. 食事券が偽造・変造されたものであるとき
2. 取扱者印が押印されていないとき
3. お客様が食事券を違法に取得したとき、または、違法に取得された食事券であることを知りながらもしくは知ることができる状況で取得したとき
4. 食事券の破損・汚損等により発行番号の照合ができないとき、または、食事券の3分の1以上が滅失しているとき
5. 食事券記載の有効期間外に使用を試みたとき

第4条（発行元側の事情により食事券を使用できない場合について）

1. 発行元に次の各号に掲げる事由が発生した場合には、食事券がご使用できないことがあります。
 - ①破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
 - ②手形交換所の取引停止処分を受けたときその他支払いの停止があったとき
 - ③重要な財産に対する仮差押、保全差押または差押の命令もしくは通知があったとき
 - ④天災地変その他の理由により営業を停止したとき
 - ⑤前各号の他、信用が著しく低下したと認められる相当の事由が生じたとき
2. 発行元が発行する食事券が、偽造または変造されたものでないことの確

認が困難になった場合、その他相当の事由がある場合には取り扱いを一時停止することがあります。

第5条（食事券を再発行する場合）

発行元がやむをえない事由と認めた場合で、当該食事券が偽造または変造されたものでないことおよび未使用のものであることを確認でき、かつ、食事券の滅失の範囲が2分の1未満のときは、お客様は、発行元が定める方法でその食事券をご提出いただくことにより再発行を受けることができます。

第6条（食事券を再発行しない場合）

お客様が食事券を盗難または紛失された場合等には、発行元は食事券の再発行をいたしません。

第7条（換金の禁止）

食事券は、現金との引換えはできません。

第8条（取り扱いの変更）

食事券の取り扱いについて、この約款を変更する場合には、一定の予告期間を置いて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用いたします。

付則

この約款は2012年8月1日から適用します。

（沿革）

2014年9月23日改正

2017年1月 1日改正